

## 任期の定めのない研究教育職員となるための審査等に関する細則の運用について

平成20年3月10日 制定

平成31年4月1日 一部改正

### 第1 移行審査委員会の組織等（第2条関係）

- 1 移行審査委員会は、台内に唯一設置される委員会とし、個人別に設けることは行わない。
- 2 移行審査委員会委員は、運営会議が運営会議委員から指名する。
- 3 定数は、台外委員3名、台内委員2名の計5名とする。
- 4 委員長は、委員の互選とする。
- 5 任期は、2年とする。

### 第2 移行の申請（第3条関係）

- 1 移行希望研究教育職員は、原則として任期満了日の翌日が年度の上半期（4月1日から9月30日までをいう。以下同じ。）に属する場合は前年度の10月末日まで、年度の下半期（10月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）に属する場合は当該年度の4月末日までに、次の各号に掲げる書類を添えて台長に申請するものとする。
  - 一 採用された人事公募への応募書類の写し
  - 二 採用後から提出期日までに行った職務内容及び得られた研究業績
  - 三 移行後の研究計画書
  - 四 所属する部局（プロジェクト、センター又は科学研究所等）の長による評価報告書
  - 五 参考意見を述べられる者（所属部局長を除く、2名まで）の氏名を記載した書類
- 2 移行希望研究教育職員は、前項第四号の書類の内容に不服がある場合は、その内容を記述した不服申立書を台長に併せて提出することができる。

### 第3 移行の審査（第3条関係）

- 1 台長は、移行審査委員会に審査の依頼をするにあたり、必要と認めるときは、所属部局長以外の研究教育職員に移行希望研究教育職員の評価報告書の提出を求めることができる。
- 2 台長は、第2の1及び2並びに前項の書類を添えて、移行審査委員会に移行の審査を依頼する。
- 3 移行審査委員会は、第2の1に定める提出期日後2カ月以内に、台長に審査報告書を提出する。
- 4 台長は、移行審査の結果を当該研究教育職員に通知し、運営会議における審議を求

めるかどうかを当該研究教育職員に確認する。

5 台長は、前項の確認をもとに第2の1に定める提出期日後3カ月以内に移行審査委員会報告書を運営会議に提出し、審議を求める。